

酪農・畜産基本政策の確立に関する

# 提 言 書

2023（令和5）年7月

北海道農民連盟

## 酪農・畜産基本政策の確立に関する提言

北海道酪農・畜産は、気象・地理的な条件不利を克服しながら、專業經營を主体に豊富な飼料基盤を維持しつつ發展し、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。加えて、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や經濟を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

近年の北海道酪農は、牛乳乳製品の消費減退が続いている中、年度末の乳製品在庫量は減産や全国協調の取組み、ホクレン出荷者の生産者拋出による在庫削減対策で前年より大幅に減少しました。しかし、依然としてコロナ禍の影響で需給改善には至っておらず、乳価引き上げに伴い更なる消費減退が見込まれています。このため、今後在庫対策が講じられなかった場合、再び過去最高水準まで積み上がるのが想定され、生産者は引き続き減産に取組むほか、在庫対策への拋出が求められています。

また、系統出荷者は減産などに取組んでいます。改正畜安法の制度上、系統外出荷者は増産が可能な仕組みとなっており、生産者間で不公平感が生じていることから、一刻も早く需給調整の負担が系統出荷者に偏らない仕組みへと改善しなければなりません。

さらに、ウクライナ情勢の長期化などによって、酪農畜産物生産に必要な不可欠な飼料や燃油などの生産資材価格が高騰しています。特に配合飼料価格は高止まりしており、緊急対策は講じられているものの、経営安定にはほど遠い内容であり、国内の酪農・畜産は存続の危機に瀕しています。

一方、我が国の牛肉・豚肉、乳製品は、T P P 11 や日 E U ・ E P A、日米貿易協定などの発効によって大幅に市場開放され、協定では関税が段階的に削減されることが定められています。ここ数年はコロナ禍による影響で、畜産物の輸入量は減少傾向にありますが、今後はコロナ収束後の經濟活動の活性化で外食などの需要が回復すると輸入量が再び増加に転じることが見込まれ、国内の生産量や価格に影響を及ぼすことが危惧されます。

ついでには、国民の基礎的食料である牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域社会・經濟を支える酪農・畜産の維持を図るため、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づき、今後の酪農・畜産の経営安定に向け、現場の声を踏まえた酪農・畜産政策の推進と必要な予算確保に努められますよう、下記の通りご要請致します。

2023（令和5）年 7月

北海道農民連盟  
委員長 大久保 明義

## I. 国内酪農・畜産の存続に向けた基本政策の確立

### 1. 酪農・畜産の営農継続に向けた新たな対策

コロナ禍やウクライナ情勢などで、農畜産物の需要減退が続き、飼料や燃油などの生産資材価格が高騰し、国内酪農・畜産は存続の危機に瀕していることから、営農継続に向けて、頭数払い等の直接支払など新たな対策を講じること。

### 2. TPP11における米国枠の早期除外

TPP11協定については、依然として離脱した米国分が含まれていることから、早期に再協議を実施し米国分を除外すること。

特に、牛肉セーフガード（SG）の発動数量については、日米貿易協定の改正でSGが発動しにくくなったことから、輸入実績に即してSGが有効に機能するよう発動水準を見直すこと。

### 3. 日米貿易協定の追加交渉反対と日本枠の設定など

1) 日米貿易協定における第2段階の交渉（追加交渉）については、更なる酪農・畜産物の関税撤廃・削減は断じて行わないこと。

また、協定の改正で米国産牛肉の輸入量増加が懸念されることから、今後の輸入動向を注視し国内畜産の振興に影響を与えないようにすること。

2) 国産牛肉の輸出については、国が掲げる輸出目標達成のために重要な品目となることから、新たに日本枠を設定するなどし、他国産の動向に係らず、低関税で輸出が行われるよう、米国側に強く働きかけること。

### 4. 各種政策目標に基づいた施策の推進

食料・農業・農村基本計画及び酪肉近で掲げた生産努力目標等については、コロナ禍等による需給環境の変化によって目標数量の下方修正が懸念されることから、今後も国内酪農・畜産が存続できるよう、十分な予算を確保し、具体的施策を講じること。

## II. 万全な生乳等需給安定対策などの構築

### 1. 牛乳・乳製品の需要・消費拡大対策等の強化と新たな需要の創出

1) 物価高などで牛乳・乳製品の需要が回復せず、生乳需給は未だ緩和が続き、酪農経営に大きな影響を及ぼしていることから、需要・消費拡大対策を一層強化すること。

また、現行の乳製品在庫の削減対策だけでは需給改善しないことから、国による脱脂粉乳の在庫の買い上げや輸出など新たな需要の創出に取り組むこと。

2) 国家貿易における乳製品のカレントアクセスについては、生産現場で減産に取り組む中、今後の需給動向を鑑み、13万7,000トンもの輸入が行われていることは極めて不合理であることから、国内需給に合わせて輸入量を減らすこと。

## 2. 不公平感を是正する需給手法の構築

1) 改正畜安法については、今般の需給緩和時において酪農経営に大きな影響を及ぼしていることから、指定団体や系統外事業者など全国の関係団体で施行後の課題を協議し、法の目的である「生産者の経営安定に資する」ことが達成できているかを検証すること。

2) 現行の需給調整の手法については、一部の指定事業者と生産者に押し付け、指定事業者に出荷する生産者だけが減産などを強いられていることを踏まえ、指定事業者への出荷者が不利益を被らないよう、国が主導し、全事業者で需給調整が可能となる公平な制度に見直すこと。

## 3. 国産チーズ支援の継続

相次ぐ国際貿易協定の発効でナチュラルチーズの輸入価格が低下する中、今後も需要が見込まれるチーズの更なる需要拡大に向け、国産チーズ生産奨励事業の奨励金単価を増加するなどし、支援を継続すること。

また、国産チーズの消費拡大に向けて、輸入から国産への置き換えを図る乳業に対して、支援策を講じること。

# Ⅲ. 経営安定に資する所得安定対策の確立

## 1. 加工原料乳生産者補給金単価等の適正な設定と十分な予算確保

2024年度の加工原料乳生産者補給金等の単価設定にあたっては、現行の算定方式では生産コストの高騰が反映されにくいいため、算定方法を見直し、飼料や燃油、生産資材等の高騰が反映されるよう、適正な水準で設定するとともに、十分な予算を確保すること。

また、補給金の総交付対象数量については、未だ生乳の改善に至っていないことから、交付対象外の生乳が発生しないように適正に設定すること。

## 2. 加工原料乳生産者経営安定対策事業の安定的な運用

加工原料乳生産者経営安定対策事業については、厳しさを増す酪農経営の現状を踏まえ、経営安定対策としての機能が発揮されるよう十分な予算を確保するとともに、補てん割合の引上げや補てん基準単価の下限設定、補填金の概算払いなどを行うこと。

### 3. 環境負荷軽減型持続的生産支援の充実強化

環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）については、みどりの食料システム戦略に基づき、多くの酪農・畜産農家が環境負荷軽減に取り組めるよう、活用しやすい取組みメニューを一層充実させ、十分な予算を確保すること。

### 4. 配合飼料価格安定制度の着実な実施

配合飼料価格の大幅な下落は今後も見通せないことから、補填が発生する際は補填額が減額されないよう、引き続き、国による基金の積み増しなどで配合飼料価格安定制度が着実に機能するよう、対策を講じること。

また、新たな特例においては、実質的な生産者負担が増すことから、十分な予算を確保し、補填額の上限撤廃など負担軽減策を講じること。

### 5. 新たな所得安定対策の創設

燃油や生産資材の価格高騰が続いている中、ウクライナ情勢などによって酪農・畜産農家の経営環境は厳しさを増していることから、急激な価格高騰に対応する「酪農・畜産経営セーフティネット対策」を構築すること。

### 6. 肉用牛・養豚経営安定政策の万全な予算措置

肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策（豚マルキン）については、コロナ禍や国際貿易協定発効などの影響を十分考慮し、状況に応じ生産者負担分の納付の猶予など機動的な対応を図ること。

### 7. 実効性ある金融対策

酪農・畜産の厳しい経営環境は日々厳しさを増す中、今後も生産資材の価格高騰が続くことが見込まれることから、経営環境が改善するまで、農林漁業セーフティネット資金の新型コロナ・ウクライナ特例の延長のほか、償還年限の延長など既往資金に対する条件緩和を行うこと。

## IV. 生産現場の実情を踏まえた生産基盤強化対策の継続・強化

### 1. 飼料自給率の向上対策及び鳥獣被害対策の拡充強化

1) 飼料自給率の向上に向けては、良質な自給飼料の安定的な生産・確保が欠かせないことから、飼料用とうもろこしの生産拡大のほか、粗飼料の広域流通、草地の生産性向上などの対策を継続するとともに、耕畜連携や地域一体で行う作付け転換への支援等や予算の拡充を図ること。

また、飼料増産には肥料の安定的な確保が必要なことから、国の責務のもとで次年度以降の肥料原料を安定的に確保するとともに、地域の実情などを踏まえた価格高騰対策を講じること。

2) 一方、自給飼料の作付面積の増加により、北海道ではシカやクマなどによる農業被害が増加していることから、「鳥獣被害防止総合対策交付金」など鳥獣被害に係る対策を拡充強化し、今後の自給飼料生産に影響を及ぼさないようにすること。

## 2. 家畜防疫対策の継続強化

1) 近隣国で口蹄疫の発生が相次いでいるほか、アフリカ豚熱も海外で継続して発生しているなか、コロナ禍対策の緩和等で人の往来が増えていることから、徹底した水際対策や農場への侵入防止策など、家畜疾病対策の強化に向けた十分な予算を確保すること。

2) ヨーネ病やサルモネラ症などの慢性疾病については、生産現場で家畜衛生対策が行えるよう家畜生産衛生農場対策事業の十分な予算を確保し、発生回避に向けて取組む生産者を支援すること。

また、生産現場での自助努力だけでは疾病の発生を回避できないことから、飼養衛生管理基準を遵守徹底する生産者に対して、経営負担軽減などの支援策を講じること。

## 3. 酪農ヘルパー事業の拡充

酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農経営が存続の危機に瀕している中、ヘルパー人材の確保・定着、ヘルパー組合の強化等が行われるよう、必要な予算を確保すること。

また、公的な酪農ヘルパー資格制度を創設し、ヘルパーの技術と待遇の向上に向けた取組みを支援すること。

## 4. 畜産クラスター事業の継続

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)については、コロナ禍の終息を見据え、予算を十分確保するとともに、基金分の割合を増やすなど中長期的に事業を継続すること。

## 5. 畜産環境対策の十分な予算確保と支援の充実

家畜ふん尿のエネルギー利用、良質な堆肥の生産・広域流通などについては、国が推進する環境負荷軽減に資することから、地域特性や多様な経営規模に応じた家畜排せつ物処理を推進するため、畜産環境対策における各種関連事業の予算を十分に確保すること。